

広島県告示第五百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市水呑町、同市水呑町向丘、同市水呑町平木、同市水呑町小水呑及び同市水呑町竹ヶ端地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	
佐須良谷川（一）	土石流	次の図のとおり	佐須良谷川（一）	土石流	次の図のとおり
丹屋奥谷西川（八五二八b）	土石流	次の図のとおり	丹屋奥谷西川（八五二八b）	土石流	次の図のとおり
丹屋奥谷西川（八五二八c）	土石流	次の図のとおり	丹屋奥谷西川（八五二八c）	土石流	次の図のとおり
丹屋奥谷西川（八五二八d）	土石流	次の図のとおり	丹屋奥谷西川（八五二八d）	土石流	次の図のとおり
平木川（六）	土石流	次の図のとおり	平木川（六）	土石流	次の図のとおり
北迫川（七）	土石流	次の図のとおり	北迫川（七）	土石流	次の図のとおり
丸山川（八）	土石流	次の図のとおり	丸山川（八）	土石流	次の図のとおり
北受川（八五二三d）	土石流	次の図のとおり	北受川（八五二三d）	土石流	次の図のとおり
北受川（八五二三e）	土石流	次の図のとおり	北受川（八五二三e）	土石流	次の図のとおり
北受川（八五二三f）	土石流	次の図のとおり	北受川（八五二三f）	土石流	次の図のとおり

宮坂川（二一）	土石流	次の図のとおり	
半坂（一二）	土石流	次の図のとおり	
竹ヶ橋下川（四二九b）	土石流	次の図のとおり	
竹ヶ橋下川（四二九c）	土石流	次の図のとおり	
竹ヶ橋下川（四二九d）	土石流	次の図のとおり	
小水呑（八二一〇）	土石流	次の図のとおり	
竹ヶ淵下川（三六五）	土石流	次の図のとおり	
日之出ヶ丘（八二二七）	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。